

第5章 大規模事故等応急対策計画

第5章 大規模事故等応急対策計画

第1節 火山災害対策

浅間山は、標高 2,568m、群馬県と長野県の 2 県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にある。日本の活火山の中でも頻繁に活動を繰り返す火山として有名であり、爆発型の噴火が特徴である。

その活動は活発で、平成 16 年 9 月 23 日、9 月 29 日、11 月 14 日には中噴火（爆発）が発生し、浅間山周辺町村では降灰により農業被害が発生している。

1 火山情報の伝達

(1) 火山情報

町は、気象庁による噴火警報、降灰予報が発表されたときは、速やかに情報を収集し、住民、観光客、学校長、消防機関、警察機関及びその他関係機関に連絡する。

この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

(2) 住民等に対する噴火警報等の周知

町は、前橋地方気象台及び県から噴火警報等の伝達を受けたときは、住民等に対し、防災行政無線、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。

なお、町が、特別警報にあたる噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベルでは 4 以上に相当）の伝達を受けたときは、直ちに住民等に周知する。

(3) 災害即報

町は、被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに町災害対策本部及び県に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

●資料 6－1 風水害・地震災害等報告様式 [p. 305]

2 応急活動体制の確立

町は、火山災害の発生のおそれのある場合又は発生した場合は速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、必要な活動体制をとる。

3 降灰の応急措置

噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、町、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

(1) 実施責任者

噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行う。この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

(2) 道路の降灰除去

ア 主要道路の降灰除去については、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、町道については町が行う。

イ 主要道路以外の道路の降灰除去については、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

●資料 2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 211]

●資料 2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 241]

(3) 宅地内の降灰除去

ア 宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、町が指定する場所に集積し、町はこれらを収集する。

イ 町は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため、各地区の自主防災組織と協力を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

(4) 農作物対策

農作物によってその対応は異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

第2節 航空災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）による。

●資料6-2 救急・救助事故報告様式 [p. 307]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準 [p. 312]

2 交通規制

(1) 交通規制の実施

二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は相互に調整の上、必要に応じて周辺道路の進入禁止等の交通規制を行う。

第3節 鉄道事故災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による。

●資料6-2 救急・救助事故報告様式 [p. 307]

●資料6-3 火災報告様式 [p. 309]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準 [p. 312]

(2) 鉄道情報

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県（交通イノベーション推進課）、町、消防機関及び警察機関に連絡する。

また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

2 鉄道の応急措置

(1) 初期消火・救出・救護等

鉄道事故が発生した鉄道事業者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察署等、関係機関の災害対策に協力する。

(2) 代替交通手段の確保

事故災害が発生した鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第4節 道路事故災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県危機管理課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県危機管理課又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による。

●資料6-2 救急・救助事故報告様式 [p. 307]

●資料6-3 火災報告様式 [p. 309]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準 [p. 312]

(2) 道路情報

道路管理者は、道路構造物の被害等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県（道路管理課）、町、消防機関及び警察機関に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

2 道路の応急措置

(1) 危険物等の流出対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力して、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物等の流出による二次災害の防止に努める。

消防本部、警察は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

(2) 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に、障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期に道路交通を確保する。

また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

なお、幹線道路の通行が長時間規制される場合は、迂回路を設定し、住民等に周知する。

第5節 危険物等災害対策

1 事故情報の伝達

(1) 災害即報

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県消防保安課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第2号様式（特定事故）による。

●資料6-4 特定事故報告様式 [p. 311]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準 [p. 312]

(2) 危険物情報

危険物の管理者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当公官署、県（消防保安課）、町、消防機関及び警察機関に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

(3) 専門情報の収集

町及び消防本部は、避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を安全かつ効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当公官署等から情報を収集し、関係機関に提供する。

また、必要に応じて当該危険物の取扱規制担当公官署に対し、専門家の派遣を要請する。

2 危険物等の応急措置

(1) 初期消火・救出・救護等

事故災害が発生した危険物施設等の管理者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察署等、関係機関の対策に協力する。

消防本部、警察署等の関係機関は、当該危険物の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急、消防活動に従事する職員の安全を確保する。

(2) 危険物等の流出対策

危険物施設等の管理者、消防本部、県、河川管理者等は、危険物等が大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

(3) 水道水の安全措置

町は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講ずる。

第6節 県外の原子力施設事故対策

県内には原子力施設は存在しない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、本県においても高い放射線量が観測された。

ここでは、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、応急対策について必要な事項を定め、住民の不安を解消することを目的とする。

1 放射性物質検査の実施

原子力施設において異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質の観測等を行い、実施結果は関係機関、住民等へ積極的に広報する。

- (1) 空間放射線量に関する情報
- (2) 水道水の放射性物質に関する情報
- (3) 農林水畜産物の放射性物質に関する情報

2 相談窓口の設置

富岡保健福祉事務所等の関係機関と連携し、速やかに住民からの問い合わせに対応できるように努める。

3 風評被害の未然防止

各種測定の結果を踏まえ、農林水産物及び畜産物等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第7節 大規模火災対策

1 火災情報の伝達

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に報告する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する場合は、県消防保安課に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

●資料6-3 火災報告様式 [p. 309]

●資料6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準 [p. 312]

2 消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

第8節 林野火災対策

1 火災情報の伝達

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに富岡行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

県行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡する。被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

町長は、消防本部等のみでは消火が困難と認めたときは、火災状況を勘案のうえ、自衛隊の派遣要請を県に依頼する。

なお、自衛隊の派遣要請は「第3章 第1節 第4「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところによる。

●資料6-3 火災報告様式 [p. 309]

2 消防本部の措置

(1) 関係機関への通報

消防本部は、町の区域内に林野火災が発生した場合は、速やかに県（消防保安課）及び富岡森林事務所に火災状況の通報を行う。

(2) 他の消防機関への応援要請

消防本部は、当該消防職・団員のみでは消火が困難と判断したときは、火災状況を勘案したうえで、他の消防機関への応援の要請を行う。

3 避難誘導

町は、森林組合等と連携して、周辺住民、入山者への避難指示等の広報、誘導を行う。

4 消火活動

消防本部は、林野火災防御図の活用、県への防災ヘリコプターによる空中消火の要請等により効果的な消火活動を行う。

●資料2-4 群馬県防災航空隊支援協定 [p. 202]

5 二次災害の防止

林野火災により荒廃した流域の下流部では、降雨による土石流の発生等の二次災害のおそれがあるため、町は砂防関係機関と連携し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。危

険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知し、適切な警戒避難を確保する。

なお、砂防関係機関は、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

